

町民ギャラリーの使用について

坂本善三美術館の町民ギャラリーの使用にあたっては、小国町坂本善三美術館の設置および管理に関する条例、および小国町坂本善三美術館の設置および管理に関する条例施行規則に基づき、下記の使用規定に沿ってお願いします。

1. 対象

個人・グループ・団体で、販売を目的としたものでない展覧会。観覧料は無料のこと。

※ 美術館は美術品の展示、鑑賞の場です。利用目的以外の行為（募金活動、署名活動、政治活動、営利を目的とした販売行為などは、それらにつながる行為）はできません。

1. 展示内容

表現活動全般

2. 使用できるスペース

坂本善三美術館町民ギャラリー

面積 20 ㎡、 展示可能な壁面の長さ 約 14 m

3. 貸出期間

原則として休館日を含む 2 週間で、1 ヶ月を最長とします。展示作業、撤去作業も開館日の開館時間中に行ってください。（火曜日開始、日曜日終了。ただし 12 月～2 月は水曜日開始日曜日終了。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となりますので、会期が変わることがあります。ご確認ください。）

※ 開館時間 9:00～17:00

※ 休館日 毎週月曜日。月曜日が祝日の場合は火曜日。

12 月から 2 月は月曜日・火曜日休館。月曜日が祝日の場合は火曜のみ。

その他展示替による臨時休館。年末年始。

4. 利用可能日

美術館企画の展示が入っていない期間。また、貸出期間中、ギャラリーを同時にアトリエとして使用する場合があります。展示の性質上アトリエ利用が不可の場合は、双方で相談の上、日程を調整いたします。

5. 利用料金

1	町民※または町民が所属している団体	原則として無料	
2	町外の個人・団体	1000 円	1 日あたり

※「町民」とは小国町在住、もしくは勤務地が小国町である方。

展示にビデオ等の電気機器等を使用する場合の電気代	100 円	1 日あたり
--------------------------	-------	--------

6. 申し込み方法と利用までの流れ

申請書に必要事項を記入の上、利用希望日の 1 年前から 2 ヶ月前までに申し込みをしてください。

〔申し込み先〕 〒869-2502 熊本県阿蘇郡小国町黒渕 2877

坂本善三美術館 町民ギャラリー展示係

TEL:0967-46-5732 FAX:0967-46-2647

申し込み受付後、申請内容についての審査と日程調整を行います。日程の決定後、使用許可書と使用料請求書をお送りしますので、利用初日までに美術館に直接納入してください。

7. 利用許可の取り消し等

次の各号に該当するときは施設の利用を許可しないことや、施設の利用許可を取り消す場合があります。

- ①公の秩序を見出し、また風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- ②建物、設備、もしくは陳列物を破損する恐れがあると認められるとき。
- ③施設使用の注意事項を守らなかったとき。
- ④その他館長において必要と認めるとき。

8. 搬入・搬出および展示・撤去について

- 1) 全ての作業は開館日の開館時間中に行ってください。〔ただし、初日は朝 8:30 から搬入・展示作業が可能です。最終日は 17:30 までに撤去・搬出作業を完全に終了してください〕
- 2) 搬入・搬出の際は受付にお知らせください。駐車場所、搬入口などの説明をいたします。
- 3) 作品は全て町民ギャラリー内に展示してください。
- 4) 展示用備品の使用に関しては、係員の指示に従ってください。使用できる備品は別表の通りです。使用時に台帳に使用数を記入し、返却時に係員の確認を受けてください。必要な工具類、消耗品に関しては各団体でご用意下さい。
- 5) 平面作品の展示は、全て備品のピクチャーワイヤーを使用してください。壁打ちはできません。キャプションの掲示については、基本的には備え付けの粘着用具を使用してください。釘、粘着テープは使用しないで下さい。

- 6) 使用後は原状に復帰してください。なお、使用中に生じた施設・設備の滅失、損傷については、直ちに館に届けてください。修理または損害の賠償をしていただくこととなります。
- 7) 映像や音響を使用する場合は、適切な音量に留意し、他の来館者の鑑賞の妨げとならないよう注意してください。

10. 注意事項

- 1) 会場内では、会場を汚す恐れのある行為や、事故につながる行為、一般的に不快を催す好意、館全体に影響をもたらす行為、および会期後も会場に影響をもたらす行為はできません。刃物や火気等の危険物や、高温・不快音・悪臭を発するもの持ち込みはできません。
- 2) 図録や絵はがきなどを販売する場合は必ず見本を添えて申請してください。場合によっては許可しないこともあります。また、申請なしでは販売できません。
- 3) 生花などはギャラリー内のみ持ち込むことができます。
- 4) 館内は禁煙です。ギャラリー内での飲食はできません。飲食については、所定の場所をお願いします。
- 5) 展示期間中の展示に関する事故やトラブルについては、美術館では責任を負いかねますので、ギャラリー内における監視や受付などが必要な場合は、主催者側で配置してください。
- 6) 展覧会の案内状等には会場名を「坂本善三美術館」と明記し、問い合わせ等の連絡先は主催者の連絡先をご記入下さい。
- 7) ごみ類はそのつど各自で持ち帰りください。

11. その他

- 1) ポスター等の掲示物や案内チラシなどは、主催者でご準備ください。ポスターは屋外 2 箇所、館内 2 箇所に掲示できます。サイズは次の通りです。
 - 敷地入り口（駐車場から美術館への上がり口） B2 判タテ 1 枚まで
 - 玄関入り口（美術館建物の入り口） B2 判タテ 1 枚まで
 - 館内入り口（館内に入って受け付け横） A3 判タテ 1 枚まで
 - ギャラリー入り口（ギャラリーの入り口） B2 判 1 枚まで（タテ・ヨコどちらでも可）